

県営処分場エコグリーンとちぎ安全推進協議会の運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、県営処分場エコグリーンとちぎに係る住民による処分場監視システムに関する要綱第2条第3項の規定に基づき、県営処分場エコグリーンとちぎ安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(所掌)

第2条 協議会は、県営処分場エコグリーンとちぎに係る環境保全協定（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、県が報告を行うモニタリングデータ等（廃棄物の搬入及び埋立の管理結果、施設の運営・維持管理状況及び環境調査の結果等をいう。）について協議する。

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内とし、協定第8条第1項に規定する者のうち別表に掲げる者をもって組織し、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栃木県環境森林部資源循環推進課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、エコグリーンとちぎの廃止の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

協議会の委員	
地域住民	那珂川町行政区長連絡協議会会長
	那珂川町和見行政区長
	那珂川町小口行政区長
	那珂川町小砂行政区長
	那珂川町議会教育民生常任委員会委員長
	学識経験者
行政	栃木県環境森林部参事
	那珂川町生活環境課長